

第2編 平時における備え

第1章 平時における組織・体制の整備

1 初動体制等の整備

県は、原因の明らかではない被害が発生した場合においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急措置を行っていくことが極めて重要となることから、政府による武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階における県の初動体制について、以下のとおり定める。

(1) 岩手県 24 時間危機管理警戒体制

県は、夜間、休日等の勤務時間以外においても、各種危機事案に対して迅速かつ的確に初動対応を行うために、職員による 24 時間危機管理警戒体制を敷くものとし、住民からの通報、市町村からの連絡、その他の情報により、職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を総合防災室を通じて知事に報告する。

また、県警察においても、所要の体制を確立する。

(2) 事態認定前における初動措置

知事は、現場からの情報などにより、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、県としての確かつ迅速に対処するため、「岩手県危機管理対応方針」に基づき、「岩手県 事故（事件）対策本部」若しくは「岩手県テロ災害対策本部」を速やかに設置する。

県は、「岩手県 事故（事件）対策本部」若しくは「岩手県テロ災害対策本部」を設置したときは、直ちに事案の発生について、消防庁を經由（県警察においては、警察庁を經由）して国（内閣官房）に連絡する。

県は、「岩手県 事故（事件）対策本部」若しくは「岩手県テロ災害対策本部」において、事態に応じて関係機関により講じられる消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置について、情報を収集・分析し、被害の最小化を図る。

(3) 岩手県 事故（事件）対策本部若しくは岩手県テロ災害対策本部における職員の参集基準等の参集基準等

配備体制	配備基準	配備職員の範囲
警戒配備体制	大規模な事故、事件等により、相当規模の災害の発生のおそれがあると認められる場合	別に定める課等の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名したもの
1号非常配備体制	大規模な事故、事件等により、相当規模の災害が発生した場合	主査相当職以上の全職員
2号非常配備体制	大規模な事故、事件等により、本部のすべての組織、機能をあげて対策を講ずる必要があると認められる場合	全職員

(4) 国民保護対策本部に移行する場合の調整

岩手県 事件（事故）対策本部若しくは岩手県テロ災害対策本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、県に対し、県対策本部を設置すべき県の指定の通知があった場合については、直ちに県対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、岩手県 事件（事故）対策本部若しくは岩手県テロ災害対策本部は廃止する。

(5) 市町村及び指定地方公共機関における初動体制の整備等

市町村は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、常備消防体制との連携を図りつつ当直等の強化（守衛、民間警備員等が当直を行い、速やかに市町村長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制も含む。）を図るなど、24時間即応可能な体制の整備を行うほか、職員の配置及び参集基準等の整備を行い、市町村長が多数の人を殺傷する行為等の事案を把握した場合には、直ちに県（総合防災室）に連絡するとともに、県に準じた対応をとるものとする。

指定地方公共機関は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、職員の配置等、国民保護措置に必要な体制の整備を行うほか、参集基準等の整備を行うものとされている。

2 通信体制の整備等

(1) 非常通信体制の整備

県は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害、その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成された東北地方非常通信協議会との連携に十分配慮する。

なお、通信施設の整備に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域防災計画第2章第6節「防災施設等整備計画」に、災害時における通信の確保については、岩手県地域防災計画第3章第3節「通信情報計画」の例によるところとする。

(2) 非常通信体制の確保に当たっての留意事項

県は、武力攻撃災害発生時においても情報の伝達、収集を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報伝達、収集体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面

ア 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。

イ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備(有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等)、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。

ウ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。

エ 被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。

オ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。

運用面

ア 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平時から情報の収集・連絡体制の整備を図る。

イ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。

ウ 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定したうえで、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

エ 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。

オ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。

カ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。

キ 国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、災害時要援護者及びその他通常的手段では情報を得ることが困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 県警察における通信の確保

県警察は、管区警察局等並びに県及び市町村と連携して非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策を推進する。

(4) 市町村における通信の確保

市町村は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系、その他の防災行政無線の整備に努めることとし、既に防災行政無線の整備を行っている市町村においては、デジタル化の推進に努めることとし、県に準じて通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。

3 関係機関との連携体制の整備

(1) 指定行政機関等との連携

県は、国民保護措置が的確かつ迅速に実施できるよう、平時から消防庁をはじめとする指定行政機関、指定地方行政機関及び自衛隊との連携を図る。

(2) 広域応援体制の整備

県は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合や武力攻撃災害が長期にわたるような場合に備えて、広域にわたる避難、物資及び資材の提供並びに県の区域を越える救援等を実施するための広域応援体制を整備する。

(3) 相互応援協定の締結等

県は、県の区域を越える避難やNBC攻撃による災害への対処などの武力攻撃事態等又は緊急処理事態においても対応できるよう、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」及び「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき、広域にわたる避難の実施、物資及び資材の供給並びに救援の実施における相互応援について他の都道府県との連携を図る。

また、県は、防災のために締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行う際に支援することなどを通じて、市町村相互間の国民保護措置に関する連携の確保を図る。

なお、市町村間の相互応援や北海道・東北8道県における相互応援に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域防災計画第3章第10節「相互応援協力計画」の例によるものとする。

(4) 広域緊急援助隊の充実・強化

県警察は、他の都道府県警察と連携して、広域緊急援助隊が直ちに出勤できるよう、隊員に対する訓練を徹底するとともに、招集・出勤体制の確立等必要な体制の整備を図る。

(5) 消防機関の応援体制の整備

県は、区域内の消防機関との間で情報収集体制の構築を図るとともに、消防機関の活動が円滑に行われるよう、県の区域内の消防機関との調整や応援体制の整備を図る。

また、消防機関によるNBC対応可能な部隊数やNBC対応資機材の所在について把握する。

(6) 消防団の充実・活性化の推進

消防団は、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県は、市町村と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取り組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、県は、市町村と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

なお、消防団の活性化に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域

防災計画第2章第2節「自主防災組織等育成計画」の例によるところとする。

(7) 自主防災組織の充実

県は、自主防災組織の核となるリーダーに対しての研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互間及び消防団等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

なお、自主防災組織の育成強化に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域防災計画第2章第2節「自主防災組織等育成計画」の例によるところとする。

(8) ボランティア団体等との連携

県は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会、その他ボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

なお、ボランティアへの支援に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域防災計画第2章第20節「ボランティア育成計画」の例によるところとする。

4 関係団体との協定の締結等

県は、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体等の関係機関から、物資及び資材の供給について必要な協力が得られるよう、また、避難住民及び緊急物資の運送の求めに円滑に応じてもらえるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

なお、防災関係機関の相互協力に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域防災計画第3章第10節「相互応援協力計画」の例によるところとする。

第2章 国民保護措置に関する平時からの備え

県は、平時において、人口密集地域、避難施設、公共施設、生活関連等施設等の地域社会の情報の収集、蓄積及び更新をするとともに、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、情報セキュリティの確保等に留意しながら、情報のデータベース化、オンライン化及びネットワーク化を推進する。

1 警報を伝達する大規模集客施設等の把握

(1) 大規模集客施設等の把握

県は、消防庁から警報の通知を受けたときに、迅速に警報の伝達を行うために、県内に所在する学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、官公庁、事業所、その他の多数の者が利用又は居住する施設について事前に把握する。

また、大規模集客施設等に対する警報の伝達については市町村との役割分担も考慮してあらかじめ定める。

【大規模集客施設の例】

学校

病院

駅

空港

商業施設（店舗面積 1,000 m²以上の店舗）

文化施設（定員 100 人以上のホール等を有する施設）

運動施設（屋内外を問わず収容人員 100 人以上の施設を有する施設）

宿泊施設（ホテル・旅館において客室 20 室以上の施設を有する施設）

事業所等（従業員 100 人以上の施設）

その他人の集まる施設（収容人員 100 人以上若しくは建物面積 1,000 m²以上の建物）

(2) 管理者に対する要請

県は、区域内に所在する学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、官公庁、事業所、その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等への対応に準じて既存のマニュアル等を活用しつつ、警報等の伝達及び避難誘導を適切に行うために必要となる措置について定めるよう要請する。

この場合において、施設の管理者は、その自主的な判断に基づき、安全確保措置について定めるとされていることに留意する。

2 モデル避難実施要領の作成支援

市町村が避難実施要領のパターンを作成するに当たっては、県は、岩手県地域防災計画及び消防庁が作成するマニュアルも参考にしつつ、必要な助言を行う。この場合において、県警察も避難経路の選定等について必要な助言を行う。

(1) 避難実施要領のパターンの作成（法 61 関係）

市町村長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、知事、県警察等、関係機関の意見を聴きつつ、的確かつ迅速に避難実施要領を策定するものとする。

そのため、市町村長は、知事、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、岩手県地域防災計画第2章第5節「避難対策計画」及び第3章14節「避難・救出計画」並びに消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとする。

この場合において、災害時要援護者の避難方法等についても配慮するものとする。

【避難実施要領に定める事項】

避難の経路、避難の手段、その他避難の方法に関する事項

避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置、その他避難住民の誘導に関する事項

避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領作成の際の主な留意事項

要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

（例：A市A1地区1-2、1-3の住民は「A1町内会」、A市A2地区1-1の住民は各ビル事業所及び「A2町内会」を避難の単位とする）

避難先

避難先の施設名及び所在地を可能な限り具体的に記載する。

（例：避難先：B市B1地区2-3にあるB市立B1高校体育館）

一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や輸送の拠点となるような、一時集合場所等の場所名及び所在地を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

（例：集合場所：A市A1地区2-1のA市立A1小学校グラウンドに集合する。
集合に当たっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等

を使用するものとし、要援護者については自動車等の使用を可とする。)

集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

(例：バスの発車時刻： 月 日15：20、15：40、16：00)

集合に当たっての留意事項

集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、災害時要援護者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

(例：集合に当たっては、災害時要援護者の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。)

避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

(例：集合後は、 鉄道 線 AA 駅より、 月 日の15：30より10分間隔で運行する B 市 B 1 駅行きの電車で避難を行う。B 市 B 1 駅に到着後は、B 市及び A 市職員の誘導にしたがって、徒歩で B 市立 B 1 高校体育館に避難する。)

市町村職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

災害時要援護者への対応

災害時要援護者等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

(例：誘導に際しては、災害時要援護者等、自ら避難することが困難な者を優先的に避難させるものとする。また、民生委員、自主防災組織及び自治会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。)

要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

(例：避難の実施時間の後、すみやかに、残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。)

避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるように、それら支援内容を記載する。

(例：避難誘導要員は、 月 日 18:00 に避難住民に対して、食料・水を供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。)

避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

(例：携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。

なお、NBC 災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。)

避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

(例：緊急連絡先：A市対策本部 TEL 019×-5×-××53) 担当 田×夫)

【避難実施要領のイメージ】

避難実施要領(案)

岩手県A市長
月 日 時現在

1 避難の経路、避難の手段、その他避難の方法

A市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

(1) A市のA1地区の住民は、B市のB1地区にあるB市立B1高校体育館を避難先として、 日 時を目途に住民の避難を開始する。

[避難経路及び避難手段]

避難の手段(バス・鉄道・船舶・その他)

バスの場合：A市A1地区の住民は、A市立A1小学校グラウンドに集合する。その際、 日 時を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、 バス会社の用意したバスにより、国道

号を利用して、B市B1高校体育館に避難する。

鉄道の場合：A市A1地区の住民は、鉄道線AA駅前広場に集合する。その際、日時分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動し、AA駅までの経路としては、できるだけ国道号又はAA通りを使用すること。

集合後は、日時分発B市B1駅行きの電車で避難する。B市B1駅到着後は、B市職員及びA市職員の誘導にしたがって、主に徒歩でB市立B1高校体育館に避難する。

船舶の場合：A市A1地区の住民は、A市A港に、日時分を目途に集合する。その際、日時分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、日時分発B市B1港行きの、汽船が所有するフェリー号に乗船する。

・・・以下略・・・

(2) A市A2地区の住民は、B市B2地区にあるB市立B2中学校を避難先として、日時分を目途に住民の避難を開始する。

・・・以下略・・・

2 避難住民の誘導の実施方法

(1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

- ・ 住民への周知要員
- ・ 避難誘導要員
- ・ 市対策本部要員
- ・ 現地連絡要員
- ・ 避難所運営要員
- ・ 水、食料等支援要員 等

(2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、避難を指示した地区に残留者がいないか

速やかに確認する（時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける）。

(3) 災害時要援護者に対する避難誘導

誘導に当たっては、災害時要援護者を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携のもと、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

(1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。

(2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履き慣れた運動靴を履くようにする。

(3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

A市対策本部 担当 岩手一郎

TEL 019x - xx - 5162（直通）

FAX 019x - xx - 5174

・・・以下略・・・

3 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

県は、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、国と連携して、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関、関係機関等と協議のうえ、運送ネットワークの形成に努めながら、避難住民及び緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

なお、輸送・交通拠点及び緊急輸送道路の指定並びに緊急輸送に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域防災計画第3章第6節「交通確保・輸送計画」の例によるところとする。

(1) 運送事業者の輸送力の把握

県は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画の内容を確認し、また、運送事業者や地方運輸局等の協力を得て、運送事業者の輸送力について把握する。

【把握しておくべき輸送力に関する情報】

保有車輛等（鉄道、定期・路線バス、タクシー、船舶、飛行機等）の数、定員
運送事業者の本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など

(2) 輸送施設に関する情報の把握

県は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関、地方運輸局等の協力を得て、避難住民及び緊急物資の運送を円滑に行う観点から、道路、鉄道等の輸送施設に関する情報について把握する。

【把握しておくべき輸送施設に関する情報】

道路（路線名、起点・終点、幅員、管理者の連絡先など）
鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）
港湾（港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など）
飛行場（飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など）
ヘリポート（ヘリポート名、面積、管理者の連絡先など）

(3) 輸送経路の把握等

県は、武力攻撃事態等における避難住民及び緊急物資の運送を円滑に行うため、道路管理者等の協力を得て、適切な輸送経路の把握に努める。

(4) 市町村における輸送体制の整備等

市町村は、武力攻撃事態等における住民の避難について主体的な役割を担うことから、自ら市町村内における住民の避難及び緊急物資の運送に関する体制を整備するとともに、県と連携して市町村内の輸送力、輸送施設に関する情報を把握するものとする。

4 避難施設の指定

(1) 避難施設の指定の考え方（法148）

知事は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等、地域の実情を踏まえ、市町村と連携しつつ、避難施設の指定を行う。

(2) 避難施設の指定に当たっての留意事項

避難所として学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、長期に避難を要する事態における応急仮設住宅等の建設用地、炊き出しや医療の提供等の救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として公園、広場、駐車場等の施設を指定す

るよう配慮する。

爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物を指定するよう配慮する。

一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。

火災の影響を受けやすい危険物質等の取扱所に隣接した場所、土砂災害のおそれのある急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。

物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。

幹線道路から近距離にあること、適当な幅員の道路に接していること等、車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

【避難施設の例】

武力攻撃災害から直接的な被害を軽減する施設

武力攻撃災害により被害を受け、又は受けるおそれのある者を一時的に収容する施設

応急仮設住宅等の建設が可能な用地をもつ施設

炊き出しや医療提供などの救援活動が実施できる施設

避難誘導のため一時的に集合するための施設

避難住民を保護し、自己の住宅に復帰するまで居住の安定を図ることができる収容施設（応急仮設住宅を含む。）

(3) 避難施設の指定手続（法 148 ）

知事は、避難施設を指定する場合には、施設管理者等の同意を文書等により確認する。また、避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、その旨をその施設管理者等に対し文書等により通知する。

(4) 避難施設の廃止、用途変更等（法 149）

知事は、避難施設として指定を受けた施設の管理者に対し、当該施設の廃止又は用途の変更等により、当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするときは届け出

るよう周知する。

(5) 避難施設データベースの共有化

県は、避難施設の指定後は、国の定める避難施設について把握しておくべき標準的な項目にしたがって、避難施設の情報を整理するとともに、全国的な共有化（避難施設のデータベース化）を図るため、避難施設の情報を用いて国に報告する。また、避難施設の変更があった場合は、定期的に国に報告する。

【避難施設データベースに盛り込むべき標準的項目】

施設の名称

施設の所在地（郵便番号／市区町村名／町丁目名・番（番地）・号）

施設の連絡先（電話／FAX）

管理者名

管理する担当窓口（名称／電話／FAX）

収容人員（屋内（人）／屋外（人））

避難施設の面積（屋内（㎡）／屋外（㎡））

保有設備（トイレ、入浴・シャワー設備、給食設備、冷暖房設備、障がい者用トイレ、エレベーター、スロープ）

構造（コンクリート造・その他、階数）

災害対策基本法上の避難場所としての指定の有無

非常用電源の有無

大型車両のアクセスの可否

備考（NTT回線以外の通信施設の有無、ヘリコプター離発着可能な場所の有無、除雪機の有無など）

(6) 市町村及び住民との情報の共有化

県は、市町村による避難実施要領の策定及び避難誘導等を支援するため、避難施設のデータベース化を図り、市町村との情報の共有化を図る。

また、住民に対しても、県警察、市町村、消防機関等の協力を得ながら、避難施設の場所、連絡先等、住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

5 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握

県は、区域内に所在する生活関連等施設（国民生活に関連する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの、又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがある

ると認められる施設。以下同じ。)について、自ら保有する情報や所管省庁による情報提供等に基づき把握するとともに、以下に掲げる項目について整理する。

施設の種類
名称
所在地
管理者名
連絡先
危険物質等の内容物
施設の規模

【生活関連等施設及び危険物質等の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第27条 生活関連等施設	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
第28条 危険物質等	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒物、劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む）	文部科学省、経済産業省
	6号	核原料物質	文部科学省、経済産業省
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む）	文部科学省
	8号	毒薬、劇薬（薬事法）	厚生労働省、農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

(2) 県警察及び海上保安部長等に対する情報提供

知事は、県警察及び海上保安部長等（海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地及び海上保安署（これらの事務所がない場合には、管区海上保安部）の長をいう。以下同じ。）に対し生活関連等施設に関する情報を提供し、連携の確保に努める。

(3) 管理者に対する安全確保の留意点の通知（法102）

知事は、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点（以下「安全確保の留意点」という。）を通知するとともに、県警察及び海上保安部長等と協力し、生活関連等施設の管理者に対して施設の安全確保の留意点を周知させ、併せて関係機関と施設の管理者との連絡網を整備する。

この場合において、県は、事業者と協議のうえ、施設管理の実態に応じた連絡網を構築する。

(4) 県が管理する生活関連等施設の安全確保（法102）

県は、安全確保の留意点に基づき、自ら管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。

(5) 管理者に対する要請

県は、生活関連等施設の管理者に対し、安全確保の留意点を踏まえ、既存のマニュアル等を活用しつつ、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等における安全確保措置について定めるよう要請する。

この場合において、施設の管理者は、その自主的な判断に基づき、安全確保措置について定めるとされていることに留意する。

(6) 管理者に対する助言

県警察は、知事若しくは生活関連等施設の管理者の求めに応じ、又は生活関連等施設の周辺状況、治安情勢等を勘案し、自ら必要があると認めるときは、安全確保措置の実施に関し必要な助言を行う。

(7) 市町村における平時からの備え

市町村は、その区域内に所在する生活関連等施設について把握し、情報を共有するとともに、県との連絡体制を整備するものとする。

また、市町村は、安全確保の留意点に基づき、自己が管理する生活関連等施設における安全確保措置の実施のあり方について定めるものとする。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備（法142、147）

県及び市町村は、食料や生活必需品等、必要な物資の公的備蓄の充実及び飲料水の供給体制の確立、管理する防災資機材等の点検、整備に努めるものとする。

さらに、防災における生産・流通・保管事業者等と物資調達に関する既存の協定を見直すなど、流通備蓄を利用し調達ルートを多様化することにより、必要な物資、資材の確保に努めていくものとする。

また、多数の避難住民が長期間にわたり避難することも予想され、行政機関だけの取り組みには限界があることから、自然災害と同様、県民自ら備えていくことが期待される。

なお、防災資機材等の整備に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域防災計画第2章第6節「防災施設等整備計画」の例によるところとする。

1 防災のための備蓄との関係（法142、146）

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とは相互に兼ねるものとするが、多数の避難住民の長期にわたる避難を受け入れることも想定し、より一層公的備蓄に努め、流通備蓄を利用した調達体制を整備する。

【住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材の例】

食料、飲料水、被服、毛布、医薬品、仮設テント、仮設トイレ、燃料 など

【県民自らが備えることが望ましい標準的な対応用品】

非常持ち出し品：携帯用飲料水、食品（カップめん、缶詰、ビスケット、チョコレートなど）貴重品（預金通帳、印鑑、現金など）パスポートや運転免許証、緊急用品（三角巾、包帯、消毒ガーゼ、ばんそうこう、体温計、はさみ、ピンセット、消毒液、常備薬、安全ピン）ヘルメット、防災ずきん、軍手（厚手の手袋）懐中電灯、衣類（セーター、ジャンパー類）下着、毛布、携帯ラジオ・予備電池、マッチ、ろうそく（水に濡れないようにビニールでくるむ）、使い捨てカイロ、ウェットティッシュ、筆記用具（ノート、鉛筆）、新聞紙、大きなゴミ袋、小さな子どもがいる場合（ミルク、紙おむつ、ほ乳びん）

数日間を自足できるようにするための備蓄品（3日分が目安）

飲料水：9リットル、ご飯（アルファ米）：4～5食分

ビスケット：1～2箱、板チョコ：2～3枚

下着：2～3組、衣類：スウェット上下、セーター、フリースなど

2 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材（法145）

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち、国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、県としては、国の整備の状況等も踏まえ、国と密接に連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

3 市町村及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備

市町村及び指定地方公共機関は、県と連携し、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材について、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるとともに、武力攻撃災害において迅速に供給できる体制を整備するものとする。

4 物資及び資材の供給の要請（法144）

知事は、備蓄する物資又は資材が不足したときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請する。

第4章 国民保護に関する啓発・訓練等

武力攻撃災害による被害を最小限にとどめるためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

また、県及び市町村の職員並びに消防団員や自主防災組織のリーダーは、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、訓練を通じて武力攻撃事態等における対応力の向上に努める必要がある。

このため、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、国民保護に関する知識や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発について、また、県が実施する研修及び訓練について必要な事項を定める。

1 国民保護に関する啓発（法43関係）

(1) 啓発の方法

県は、国と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ・ラジオ（県政番組）、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。

また、災害時要援護者に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

県は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら地域住民への啓発を行う。

なお、防災知識の普及に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域防災計画第2章第1節「防災知識普及計画」の例によるものとする。

(3) 学校における教育

県及び県教育委員会並びに市町村教育委員会は、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、所管する学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行うものとする。

(4) 武力攻撃事態等において住民がとるべき対処等に関する啓発

県は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市町村長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、県は、わが国に対する弾道ミサイルの飛来の場合や地域においてテロが発

生じた場合に住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料に基づき、住民に対し周知するよう努める。

(5) 住民の協力に関する啓発

県は、武力攻撃事態等が発生した場合、避難住民の誘導の援助、救援の援助、消火、負傷者の搬送、被災者の救助等、住民の自発的な意思により協力を求める必要があるものについて、その内容や方法等の啓発に努める。

(6) 市町村における国民保護に関する啓発

市町村は、県が実施する啓発に準じて、様々な媒体等を活用して住民に対する啓発を行うよう努めるものとし、県国民保護計画に準じて、市町村国民保護計画に必要な事項を定めるものとする。

(7) 県による研修

県は、国の研修機関や外部有識者等を有効に活用し、広く職員の研修機会を確保する。また、市町村と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材やeラーニングを活用するなど多様な方法による研修を行う。

eラーニング：パソコンやコンピュータネットワークなどを利用して教育を行うこと

2 訓練

(1) 県における訓練の実施（法42）

知事は、区域内の市町村とともに、国、他の都道府県等、関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対応力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、海上保安庁、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人や物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

県対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び県対策本部設置運営訓練
被災情報・安否情報に係る情報収集訓練及び警報・避難の指示等の通知・伝達

訓練

避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項（法42関係）

国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

なお、防災訓練に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域防災計画第2章第3節「防災訓練計画」の例によるものとする。

国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、特に災害時要援護者への的確な対応が図られるよう留意する。

訓練の実施に当たっては、第三者の参加を求めるなど、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、課題等を明らかにし、国民保護計画やマニュアル等の見直し作業や修正作業に反映させる。

住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努めるとともに、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

県は、学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、官公庁、事業所、その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

県公安委員会は、必要に応じ、標示の設置、警察官による指示等により、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を制限する。